

Ⅰ 「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて  
(子育て・教育・学習 分野)

# 施策1 全ての子ども・若者を健やかに育成する

## 我が国の子育て支援分野が直面する課題と展望

### 1. 新たな「子供・若者育成支援推進大綱」の策定

- 平成22年の子供・若者育成支援推進法の施行後、コロナ禍などの国難が発生するとともに、情報化・少子高齢化など子供・若者を取り巻く状況は大きく変化し、第3次となる新たな大綱を令和3年4月に策定。
- 全ての子供・若者に成長・活躍の土台となる居場所が確保されるよう、社会総がかりで取り組んでいくことを育成支援の方向性とした。
- 子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立や Well-being の観点を踏まえ、多様なデータからなる参考指標(子供・若者インテックス)を新たに設定し総合的・多面的な評価を充実し、社会全体での支援推進に活用。

### 2. 全世代型社会保障改革により、少子化対策を推進

- 令和2年12月に、「現役世帯への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世帯中心」という社会保障の構造を見直し、少子化対策を前進させるための取組と、高齢者にも負担能力に応じた負担を求める改革等に係る「全世代型社会保障改革の方針」が示された。
- 少子化対策と医療の分野に分かれ、少子化対策では不妊治療への保険適用の早急な実現、待機児童の解消に向けた新たな計画の策定、男性の育児休業の取得促進を推進する。

出典：みずほ総合研究所

### ■子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

<p>① <b>全ての子供・若者の健やかな育成</b> P12 幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を至り (Well-being) に生き抜く基盤を形成できるよう、育成</p> <p>② <b>困難を有する子供・若者やその家族の支援</b> P13 困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非典型的にも届けられることなき支援</p> <p>③ <b>創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援</b> P14 長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援</p> <p>④ <b>子供・若者の成長のための社会環境の整備</b> P15 家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進</p> <p>⑤ <b>子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援</b> P16 専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援</p>	<p>自然、文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康、安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等 P12、13、P20、26</p> <p>担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等 P13-14、P27-36</p> <p>STEAM (Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics) 教育、起業家教育、「出る杭」の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等 P14、15、P37-40</p> <p>多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等 P15-16、P41-44</p> <p>企業等の参画促進、教師の専門能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用 (Child-Youth Tech) 等 P16-17、P45-46</p>
---	---

出典：内閣府 子ども・若者育成支援推進本部

### ■全世代型社会保障改革の方針の概要（少子化対策分野）

<p><b>基本的な考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長年の課題である少子化対策を大きく前進させる</li> <li>・2022年には団塊の世代が75歳以上となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑制することが課題であり、高齢者政策の見直しの方針を示す</li> <li>・これまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」への改革を更に前進させる</li> </ul>	<p><b>少子化対策</b></p> <p>① <b>不妊治療への保険適用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度中に指針を決定し、2022年度当初から保険適用を実施</li> <li>・保険適用までは所得制限なしの助成金（1回30万円）</li> <li>・2021年度から、2024年度までの4年間で約14万人分の保育の受け皿整備</li> <li>・公費に加え、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保</li> <li>・児童手当は高所得の王たる生計維持者（子ども2人の専業主婦世帯で年収1,900万円以上）の特例給付（月額 1万6,000円）を廃止、2022年10月支給分から実施</li> <li>・出生直後の休業取得促進の新たな枠組みを導入</li> <li>・本人または配偶者の妊娠・出産の申し出をした労働者に休業制度の周知、職場環境の整備等を事業主に義務付け</li> <li>・男性の育児休業取得率の公表促進を検討</li> </ul>
--	--



## 施策1 全ての子ども・若者を健やかに育成する

### 5. チャイルド・ユース・テックで、いじめや児童虐待を防止

- ・ 厚生労働省では、多様化・複雑化・複雑化する子供・若者の個々の状況に応じた支援に、デジタル技術やデータの活用をはかるチャイルド・ユース・テック (Child-Youth Tech) を推進している。
- ・ 滋賀県大津市では、いじめの深刻化をAIが予測するシステムを活用。平成29、30年度のいじめ事案報告書約5200件を判定させたところ、9.6%が「深刻化事案」にあたる結果となった。
- ・ 三重県では、国立研究開発法人産業技術総合研究所と協働で児童相談所に蓄積した約6000件の記録の児童の年齢等の基本情報と、虐待リスクのアセスメントデータをデジタル化。虐待の重篤度、将来の重篤度、将来の再発率、一時保護の必要性、対応終了までに要する日数等を予測・掲示する機能を備えたシステム「AICAN」を開発。

#### ■大津市での実証実験の概要

##### 本実証実験における「深刻化事案※1」の定義について

条件	以下①～④のいずれかに該当する事案を（深刻化事案）として判断※2
①	項目【被害者の状況】が以下のいずれかに該当 ・「事案以後の欠席日数」について、欠席日数が3日以上 ・「精神疾患発症」「身体障害」「金品等被害」「自殺企図」選択 ・「その他」の詳細記載欄に何らかの記載あり
②	項目【指導内容】「関係機関への連絡・相談」に何らかの記載あり
③	事案収束までの期間が4か月以上かつ いじめ対策委員会が5回以上開催
④	事案収束までに報告書が4枚以上提出

※1：本実証実験における「深刻化」は、いじめ防止対策推進法第28条第1項にて定義される「生命心身財産重大事案」とは異なり、重大被害及び重大帰属化する可能性を含む「本津市として注視すべき事案」を便宜上、表現するものとする。表現方法については実証実験後別途しとなる可能性がある。

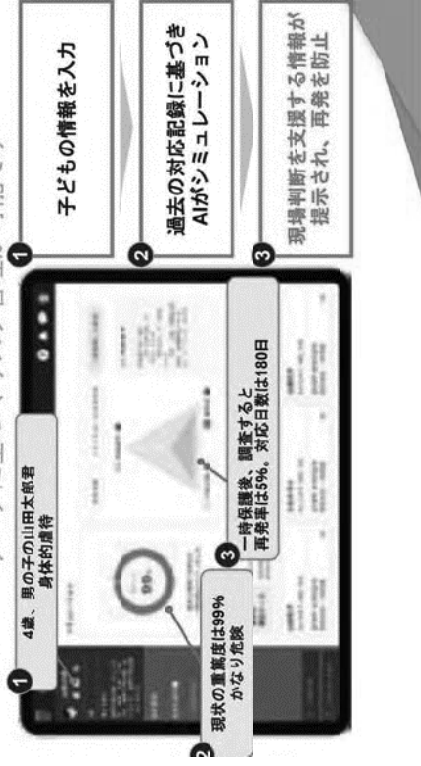
※2：本定義は研究過程における定義である為、実証実験後見直しとなる可能性がある。

全体の9.6%を【深刻化事案】と判定し、  
有識者会議にて判定結果と事実に大きな乖離がないことを確認

出典：WJSC 令和3年度子供・若者白書

#### ■三重県に導入した「AICAN」の機能概要

AICANを利用することにより  
データに基づくリスク管理が可能です

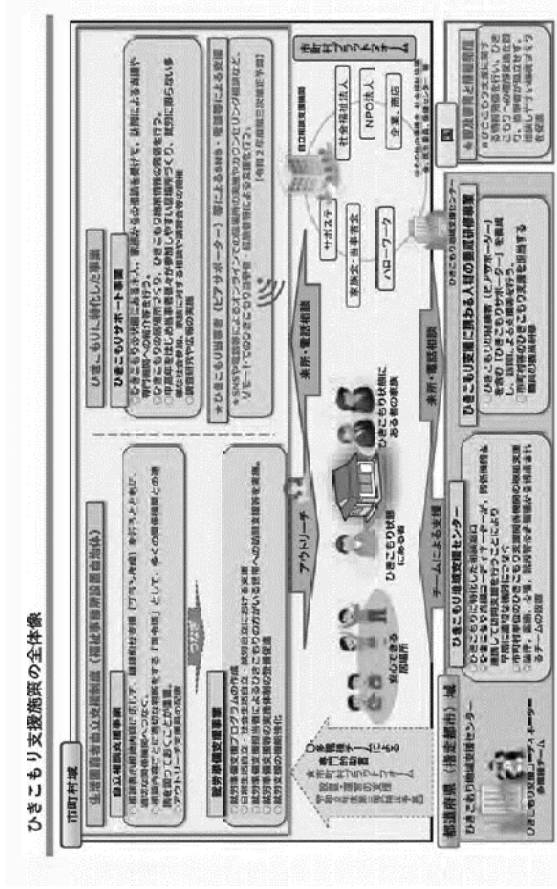


出典：内閣府 令和3年度子供・若者白書

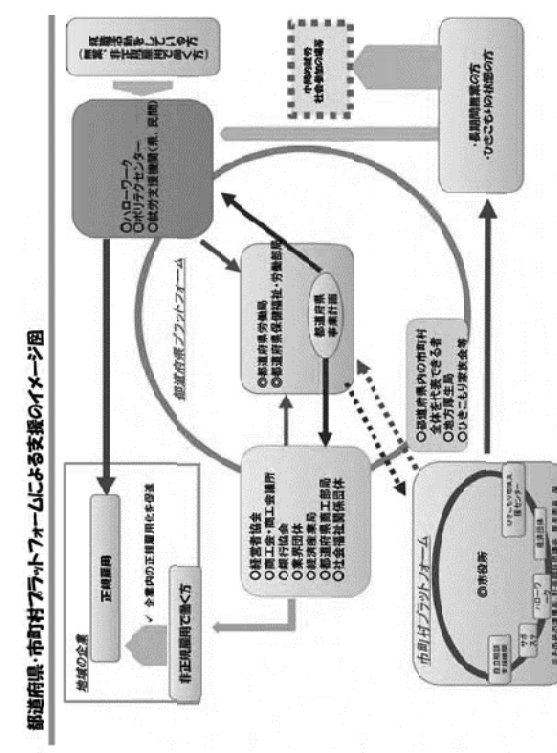
# 施策1 全ての子ども・若者を健やかに育成する

## 6. SNSや電話等、市町村プラットフォームを活用し、ひきこもり支援の充実を促進

- ひきこもりに特化した相談窓口「ひきこもり地域支援センター」の整備が平成30年度に全ての都道府県及び指定都市で完了。
- 令和3年度では、新たにSNSや電話等を活用して、ひきこもり当事者等によるカウンセリング相談やオンラインでの居場所づくりを行う事業を創設し、リモートによる相談支援等の充実を図る。
- 就職氷河期世代支援の取組で、社会全体で取り組む機運を醸成し、支援の実行を高めるため、特に社会参加に向けた支援を必要とする人に対応する「市町村プラットフォーム」を設置。地域資源、ニーズ把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進。



(引用)厚生労働省資料



出典：厚生労働省

## 施策2 確かな自信と志を育む学校教育を推進する

### 我が国の学校教育が直面する課題と展望

#### 1. 「令和の日本型学校教育」で、個別最適・協働的な学びを実現

- 文部科学省では、Society5.0時代の到来など社会の在り方が劇的に変わる社会状況を見据え、全ての生徒たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと共同的な学びを実現するため、2020年代を通して実現を日当す学校教育を「令和の日本型学校教育」とした。
- 「令和の日本型学校教育」の実現に向け、6つの方向性を示し、特にICTは基盤的なツールとして不可欠であり、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで様々な課題解決や教育の質の向上につながる。

#### ■ 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性



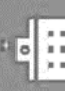
変化に向けた6つの方向性
(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
(3) これまでの実績とICTとの最適化組合せを実現する
(4) 副校長・修習主幹等を適切に組み合わせる
(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
(6) 社会構造の変化の中で、積極的に能力ある学校運営を実現する

#### ■ 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICT活用に関する基本的な考え方

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用	(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上	(3) ICT環境整備の在り方
<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、今までできなかった学習活動の実施や家庭など学校外での学びを充実する</li> <li>特別な支援が必要な児童生徒へのきめ細かな支援や、個々の才能を伸ばす高度な学びの機会の提供など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う</li> </ul> <p>#端末の日常的な活用 #ICTは「文房具」 #ICTの活用と少人数級を両立としたきめ細かな指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現する</li> <li>教員養成大学・学部は新たな時代に対応した教員養成モデルの構築や、不断の授業改善に取り組み教師のネットワークの中核としての役割を果たす</li> </ul> <p>#ICT活用指導力の養成 #データリテラシーの向上 #指導ノウハウの収集・分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GIGAスクール構想により配備される端末は、クラウドにアクセスし、各種サービスを活用することを前提</li> <li>各学校教育（小・中・高）における人工知能環境の実現と、端末の家庭への持ち帰りが見込まれる</li> </ul> <p>#デジタル教科書・教材の普及促進 #教育データの利活用 #ICT人材の確保 #校務効率化</p>

#### ■ 2020年代を通して実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

#### 「全ての生徒たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」

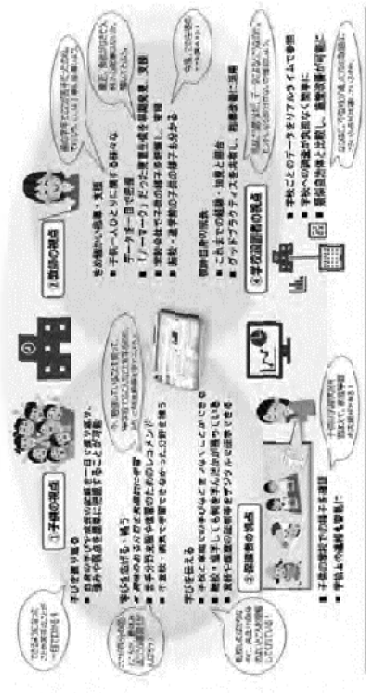
 <p>子供の学び</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている</li> <li>各学校教育において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている</li> </ul> <p>#個別最適な学び #協働的な学び #主体的・対話的で深い学び #ICTの活用</p>
 <p>教員の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境の変化も前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている</li> <li>子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている</li> <li>子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている</li> </ul> <p>#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携 #学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加</p>
 <p>子供の学びや 教職員を支える環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている</li> <li>新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている</li> <li>人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている</li> </ul> <p>#ICT環境の整備 #学校施設の整備 #少人数によるきめ細かな指導体制</p>

## 施策2 確かな自信と志を育む学校教育を推進する

### 2. ポストコロナ期における新たな学びの在り方

- ニューノーマルにおける教育の姿として、一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せの実現に向けて、教育のデジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換することを目指している。
- 初等中等教育における学びの変革の推進、少人数によるきめ細やかな指導体制等の整備と教師の質の向上、高等教育における遠隔・オンライン教育の推進、新たな国際戦略などを提言。
- 3. 今後の教育現場では、共育データの利活用が重要に
  - 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するため、教育データの効果的な利活用を促進するために必要な方策を具体的に検討することが必要。
  - 全ての子どもたちの力を最大限に引き出せるよう、共育データの標準化、学習履歴（スタディ・ログ）の活用、教育ビッグデータの効果的な分析・利活用について、令和2年6月から文部科学省で議論が進んでいる。

### ■教育データの利活用の目的（将来像の具体的なイメージ）



出典：文部科学省「共育データの利活用に関するワークショップ」

### 教育再生実行会議 第十二次提言（案）概要 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」

資料1-1

<p>ニューノーマルにおける教育の姿</p> <p>○ニューノーマルを多様な学びと社会全体の幸せ（ウェルビーイング）の実現を目指し、学習者主体の教育に転換し、デジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換。学びのテラ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）の活用（個別最適な学び、協働的な学び）の活用。①行政：現代社会に即した教育の立案</p> <p>○ニューノーマルにおける教育の姿</p> <p>①ニューノーマルにおける教育の姿</p> <p>②ニューノーマルにおける教育の姿</p> <p>③ニューノーマルにおける教育の姿</p> <p>④ニューノーマルにおける教育の姿</p>	<p>ニューノーマルにおける教育の姿</p> <p>①ニューノーマルにおける教育の姿</p> <p>②ニューノーマルにおける教育の姿</p> <p>③ニューノーマルにおける教育の姿</p> <p>④ニューノーマルにおける教育の姿</p>
---	--

<p>今後の取組</p> <p>① 提言内容の速やかな実行とフォローアップの実施が必要</p> <p>② 今後、さらに、①高大接続の望ましい在り方、②教師の質の向上や多様な人材の活用のための取組</p> <p>③ 対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方、④データ駆動型の教育への転換のための取組について掘り下げた検討が必要</p>	<p>今後の取組</p> <p>① 提言内容の速やかな実行とフォローアップの実施が必要</p> <p>② 今後、さらに、①高大接続の望ましい在り方、②教師の質の向上や多様な人材の活用のための取組</p> <p>③ 対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方、④データ駆動型の教育への転換のための取組について掘り下げた検討が必要</p>
---	---

出典：民間教育再生実行会議





## 施策3 生涯にわたる学習活動を促進する

### 我が国の生涯学習分野が直面する課題と展望

1. 多様な主体とICTの活用で、生涯学習・社会教育を推進
  - ・ 人生100年時代やSociety5.0及び新型コロナウイルス感染症など社会の変化を踏まえた今後の生涯学習・社会教育の在り方や具体的な推進方策について、「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」が令和2年9月に取りまとめられた。
  - ・ 新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりや充実に向けた方策として、社会教育士の育成・活用、ICTを用いた「つながり」の拡大、遠隔授業によるリカレント教育の推進等が示された。
2. 大学や専修学校等において、リカレント教育を推進
  - ・ 社会変化が激しくなる流れにおいて、社会人となった後もさらに学びを重ね、新たな知識や技能を身につけることが必要であり、文部科学省は、リカレント教育プログラムの開発・拡充を実施。
  - ・ 具体的取組として、IT技術者等を対象とした高度な実践プログラムの開発実施を行う「ecPIT-Pro」や大学・短期大学が行う「職業実践力育成プログラム」などがある。

【出】：文部科学省

### 第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育  
～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～

<p>1. 生涯学習・社会教育をかくる現状・課題</p> <p>社会的包摂の要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域が多様な人たちが相互に理解し合い共生できる環境をつくり上げていく上で、社会教育は極めて重要な役割を果たすことが期待されている。</li> <li>・ 様々な理由で困難を抱える人たちに、知識や技能を習得する機会を充実するなど、社会教育における学習機会の拡充が重要。</li> <li>・ 人生100年時代と生涯学習・社会教育</li> <li>・ マルチステークホルダーの共生においては、必要に応じて必要に応じて進み成長し、心身の健康と関係性が活動でとることが求められる。また、職業や職種の転換を遂げる機会も増える可能性が高まるため、必要な資質・能力等を更新できる学びの場が重要。</li> <li>・ Society 5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育</li> <li>・ 時間的・空間的制約を超えた学びなど、新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になる。</li> <li>→ 新しい法制度を活用した学びの利点を最大限生かし、取組を更に充実・発展していくことが求められる。</li> <li>・ ICT機器を利用できる種とできない者の格差(デジタル・ディバイド)の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。</li> <li>・ 地域活性化の推進</li> <li>・ 地域における豊かな学びを推進するためには、多様な主体が連携・協働し共に学び合うことが求められる。</li> <li>・ 子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進</li> <li>・ 子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主催者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創つていく資質・能力を育む上で重要。社会教育・学校教育という区分を超えて充実を図るべき。</li> </ul>	<p>2. 新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりや充実に向けて</p> <p>新しい時代の学びの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる履修形式で知識をインプットする(学び)だけでなく、疑問をもち、課題を見つけ、考えを発信し、他者と共に考え、新たな考えを創造するといったこと(学び)の重要な要素となる。</li> <li>・ 様々な資質を育する多様な世代の人たち(つながり)と共に学び合うことにより、新たなアイデアが生まれ課題解決につながることで、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現につながることを期待される。</li> <li>・ 新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せで学びが更に豊かなものになる。</li> </ul> <p>「命を守る」生涯学習・社会教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に列し、必要な知識を得たり課題解決に向けて共に学び合ったりする機会の充実には、あらゆる人々の「命を守る」ことに直結する。</li> <li>・ 「誰一人として取り残さない」包摂的な社会の実現のため、様々な人たちに必要な学びの機会を設けることが重要。</li> <li>→ 学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要。</li> </ul> <p>推進のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学びの活動定コア・ディネートする人材の育成・活用</li> <li>・ 社会教育上の取組事例や経験を具体的に紹介し、多様な場での活躍を促進していくこと。</li> <li>・ 多様な人材が社会教育主事講習を受講できるように、オンライン等による受講機会の確保などの条件整備が求められる。</li> </ul> <p>新しい法制度を活用した「つながり」の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MOOCや放送大学などの積極的な活用をこれまでに以上に推進していくこと。</li> <li>・ 社会教育施設におけるICT環境の整備推進のため、既存財源の活用や企業との協同等の創意工夫を凝らした取組を促進すること。</li> <li>・ デジタル・ディバイド対策のため、社会教育施設等でのICTリテラシーを身に付ける学習機会を充実すること。</li> <li>・ 学びと活動の連携 拡大</li> <li>・ 生涯学習の分野におけるICT等を活用した学習履歴の可視化[1]について推進方策を検討すること。</li> <li>・ より多くの人が自主的に活動に参加するよう工夫として、既存の学び活動やイベントに、それを地域での調りや学校等への密着した利用できるようにするといった特色のある取組を推進していくこと。</li> <li>・ 個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進</li> <li>・ 大学や専門学校と企業界が連携した実践的な教育プログラムを開発・拡充すること。</li> <li>・ 大学や専門学校等における遠隔授業のリカレント教育への活用を積極的に推進すること。</li> <li>・ 実践的な事例等のわかりやすい形での情報提供や、関係者がノウハウ等を共有する機会を充実すること。</li> </ul>
--	---

【出】：文部科学省 中央教育審議会生涯学習分科会

### 職業実践力育成プログラム(BP)とは

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校(以下、「大学等」)の正規の課程と履修証明プログラムで、主に社会人を対象とした実践的・専門的な課程を「職業実践力育成プログラム(BP)」※として文部科学大臣が認定しています。平成27年度に制度創設し、毎年新たなプログラムを認定しています。

※ 正規課程と60時間以上の体系的な教育で構成される履修証明プログラムが対象です

#### BPの特徴

1. 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的に明確に設定しています
2. 関連分野の企業等の意見を取り入れられているため、対象とする職業に必要な分野に関する知識、技能及び技能を修得できるカリキュラムとなっています
3. 履修証明プログラムの修了者には学長名で履修証明書が交付されます。
4. エイ・実務教員や関連企業等と連携した採集やグループ討論、アールドワーク等の科目で構成されており、実践的・専門的な授業を受けられます
5. 社会人が受講しやすい環境を整備しています  
(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)

【出】：文部科学省

### 施策3 生涯にわたる学習活動を促進する

#### 3. 地域コミュニティの活性化に、社会教育士の活用

- 令和2年に施行された「社会教育主事講習等既定の一部を改正する省令」により、「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」という科目が新設され、すべての科目を習得したものは「社会教育士」を称することが可能になった。
- 「社会教育士」は、社会教育の制度や仕組み、基礎的な知識に加え、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力の専門性を習得し、地域学校協同活動の推進や社会教育施設での活動だけでなく、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野での学習を支援することなど、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に関わり、NPOや学校などの地域活動やボランティア活動において活躍することが期待されている。



出典：文部科学省 文部科学白書

#### 4. コミュニティ・スクールで、「地域とともにある学校」へ

- 社会総がかりでの教育を実現を図るうえで、学校は地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要であり、学校と保護者や地域住民等とが教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等をすると、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を文部科学省が推進。
- 「コミュニティ・スクール」とともに、幅広い地域住民等の三態により地域全体で子どもたちの学びを成長を支える様々な活動である「地域学校協同活動」を一体的に推進しており、学校運営協議会で保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、行事の見直しなどに関する協議を行うなど、学校における働き方改革に取り組むうえでも重要な仕組みとなる。



出典：文部科学省 文部科学白書

## 施策 4 誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ社会を実現する

### 我が国のスポーツ分野が直面する課題と展望

1. 第3期スポーツ基本計画の策定に向けた検討が進行中
  - ・ 第2期スポーツ基本計画は令和3年度が期末となっているため、スポーツ庁は、今後のスポーツ政策の基本的な方向性を示すものとして、次期基本計画の策定についての審議を依頼する審問を実施。
  - ・ 現在、「未来社会における生涯を通じた豊かなSport in Lifeビジョン等を踏め、2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方」や「今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策、計画の実効性を高めるための方策」を中心に審議を行っている。
  - ・ 「今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策、計画の実効性を高めるための方策」として、障がい者・女性・子供・高齢者等の多様な主体の参画、デジタル技術などの新技術やデータの活用、多様な財源・資源の安定的な確保、戦略的・効果的な活用などを検討。

### 2. Sport in Lifeプロジェクトで、スポーツ実施率の向上を目指す

- ・ 東京2020大会により、自治体やスポーツ団体などが独自に進めるスポーツ推進をさらに盛り上げ、東京2020大会のレガシーとして多くの人がスポーツを楽しむ社会を目指して、令和元年度から「Sport in Lifeプロジェクト」が始動。
- ・ プロジェクトの趣旨に賛同する地方自治体・スポーツ団体・経済団体などでコンソーシアムを構成し、ロゴマークや広報ツールの提供や、スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験やターゲット横断的なスポーツ実施者の増加方策事業などを展開。



出典：スポーツ庁

**第3期スポーツ基本計画の策定について(審問の概要)** 参考2-1

令和3年4月21日のスポーツ審議委員会において、憲法改正スポーツ庁長官から、第3期スポーツ基本計画の策定について審問。今後、令和3年度中に、第3期スポーツ基本計画を策定予定。

**第2期スポーツ基本計画(平成29～令和3年度)等に基づく取組結果**

- 競技力強化の戦略的な支援はもとより、スポーツ推進事業、カハケンス改革等に係る取組方針の策定など、審問に取組を推進
- 成人の選手・選手層の向上、週5回以上のスポーツ実習課、週1回のスポーツ実習課は、計画見直しと比較していずれも上昇しているものの、当初掲げた取組目標に向けた進捗としては十分と評価できない状況。また、少子化が進捗する中、運動部活動家数、地域における青少年のスポーツ環境の整備が急務の課題
- 子供の健康を国民生活に根ざしたレガシーとして継承推進させることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大への対応はもとより、デジタル化、少子高齢化・人口減少、地域事情等、持続可能な開発、共生社会の構築等、国内外の様々な社会的課題や潮流に際し、取組の方向性を明らかにしていくことが求められている
- スポーツへの関心の高まり、個人の権利の尊重と多様な取組の促進を図るとともに、引き続き、パフォーマンス向上、パフォーマンス向上の阻害の防止、スポーツ団体の健全・適正な運営の推進の推進を図らなければならない

**第3期スポーツ基本計画の策定について(審問)**

**第一 未来社会における生涯を通じたSport in Lifeビジョン等を含め、2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方の提示**  
(踏まえていただきたい視点)

- ・ スポーツ基本計画の理念、スポーツ庁設立の趣旨、新取組計画の成果と課題
- ・ 東京大会をはじめとした大規模スポーツ大会の開催期間に併せての継承・発展
- ・ 予期される社会の変化を見据えた、来るべき社会像
- ・ 「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念やユネスコのカーン行動計画等の国際動向

**第二 今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策、計画の実効性を高めるための方策の提示**  
(踏まえていただきたい視点)

- ・ 障がい者、女性、子供、高齢者等、多様な主体の参画
- ・ スポーツ団体、他の行政機関、地方公共団体、学校(大学及びVUNIVAS等を含む。)、民間事業者、研究機関等との連携・協力
- ・ デジタル技術をはじめとした新技術やデータの活用
- ・ 多様な財源・資源の安定的な確保、戦略的・効果的な活用
- ・ 各々の取組目標や具体的な施策の達成状況に係る検証・評価
- ・ 地方スポーツ推進計画等の策定に当たっての指針としての活用

出典：スポーツ庁、スポーツ審議委員会

### アーバンスポーツを活用したスポーツ実施率向上のための実証実験

**事業概要**

子育て世代の親子で楽しみあふれる近隣アーバンスポーツのコンプレックスを提供する事業である。アーバンスポーツに気軽に親しむことができるレクリエーション事業や、トッププレイヤーによる交流や講習を受けられる体験教室を実施することにより、自由で気軽に身近な(体験場所)体験機会を確保する。

**実施エリア** さいたま市浦和区東浦和

**実施団体** さいたま市、さいたま市スポーツ振興センター、さいたま市スポーツ協会、さいたま市スポーツ振興センター、さいたま市スポーツ協会、さいたま市スポーツ協会、さいたま市スポーツ協会

**実施期間** 令和3年10月～令和4年3月

**ターゲット** 子育て世代の親子、近隣住民、市民、学生、高齢者、障がい者、女性、子供、高齢者等

**プロジェクト実施内容**

1. アーバンスポーツの導入と運営体制の構築  
2. アーバンスポーツの導入と運営体制の構築  
3. アーバンスポーツの導入と運営体制の構築  
4. アーバンスポーツの導入と運営体制の構築

**プロジェクト実施効果**

1. アーバンスポーツの導入と運営体制の構築  
2. アーバンスポーツの導入と運営体制の構築  
3. アーバンスポーツの導入と運営体制の構築  
4. アーバンスポーツの導入と運営体制の構築

出典：スポーツ庁

## 施策 4 誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ社会を実現する

### 3. 働き方改革で、休日の部活動を学校教育から切り離す

- 令和2年に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が公表され、休日の部活動は令和5年度から段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動へ移行する方針が決定。
- 部活動の地域意向を日消に実施するため、令和3年度から地域指導者やスポーツ活動を運営する団体の確保、費用負担の在り方の整理等の課題に取り組むための実践研究を全国で行い、多くの優良事例を創出していく予定。
- さらに、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進や地理的制約を超えて生徒・指導者間の交流が可能になるICT活用等の推進といった、合理的で効率的な部活動の推進も実施、

### 4. 「アウトドアスポーツ」と「武道」で、スポーツツーリズムを推進

- スポーツ庁は、地方公共団体・スポーツ団体等が一体となってスポーツによるまちづくり・地域活性化を推進する「地域スポーツコミュニケーション」の設立及びモデル事業を支援。
- 平成30年に取りまとめた「スポーツツーリズム需要拡大戦略」等に基づき、「アウトドアスポーツ」や「武道」を活用した新たなツーリズムを推進。
- 令和2年度はスノースポーツ、サイクリング及び武道を活用したコンテンツ造成を図る6件の取組を支援し、欧米をターゲットとしたデジタルプロモーションを実施。

### 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

**部活動の意義と課題**

- 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じて、人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- 一方、これまで部活動は教師による身体的な指導の下で行われてきたが、休日を含め、長時間活動の原因で過剰な運動負荷の増加による身体的な負担や、生徒によっては深刻な怪我を発生させる事例も報告されている。
- 中教審等が部活動の活性化を図るべく、部活動を学校教育から地域単位での活動とする「切り離し」が指摘されている。

**持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を表裏できる改革が必要**

**改革の方向性**

- 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わらない環境を構築
- 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

**具体的な方策**

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引継ぎを行う地域人材の確保
  - 育成・マッチングまでの民間人材の活用（地域の精進、兼職事業の仕組みの活用）
  - 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
  - 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を超えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主として地方大会の在り方の整理（美態の把握、参加する大会の精選、大芸参加資格の弾力化等）

※ 上記の取組は、土曜日の部活動が主体となる場合や、過剰な運動負荷を防止するための適切な指導体制の構築に努めることが重要。

出典：文部科学省

### スポーツツーリズム需要拡大戦略（新規重点テーマ）

スポーツツーリズムの推進は、観光振興や地域活性化の観点から、アウトドアスポーツや武道の分野を中心に推進する。また、スポーツツーリズムの推進は、地方公共団体・スポーツ団体等が一体となってスポーツによるまちづくり・地域活性化を推進する「地域スポーツコミュニケーション」の設立及びモデル事業を支援する。

**新規重点テーマ①**

**「アウトドアスポーツ」**（登山・ハイキング・トレッキング、ウオーキング、スキー・スノーボード、自転車やカヌー等の活動、アウトドアスポーツ等）

世界で誇る日本の自然資源を活用したアウトドアスポーツ

- 「アウトドアスポーツ」推進は、登山・ハイキング・トレッキング、ウオーキング、スキー・スノーボード、自転車やカヌー等の活動、アウトドアスポーツ等）
- 自然資源を活用し、観光振興や地域活性化の観点から、アウトドアスポーツや武道の分野を中心に推進する。
- 地方公共団体・スポーツ団体等が一体となってスポーツによるまちづくり・地域活性化を推進する「地域スポーツコミュニケーション」の設立及びモデル事業を支援する。
- 令和2年度はスノースポーツ、サイクリング及び武道を活用したコンテンツ造成を図る6件の取組を支援し、欧米をターゲットとしたデジタルプロモーションを実施。

**新規重点テーマ②**

**「武道」**（柔道・空手・剣道等）

世界の中心が高い日本発祥・特有の武道ツーリズム

- 「武道」は、柔道・空手・剣道等）
- 世界の中心が高い日本発祥・特有の武道ツーリズム
- 令和2年度はスノースポーツ、サイクリング及び武道を活用したコンテンツ造成を図る6件の取組を支援し、欧米をターゲットとしたデジタルプロモーションを実施。

出典：スポーツ庁

## II 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて

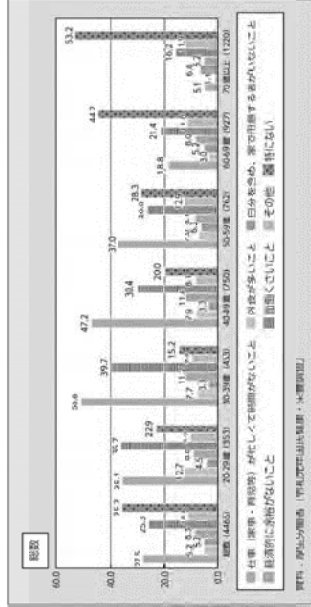
(健康・福祉・医療 分野)

## 施策5 健康づくりと地域医療を充実する

### 我が国の健康増進分野と地域医療分野が直面する課題と展望

1. 「食習慣の改善に関心はあるが、改善するつもりがない」人が多い
  - ・ 2019年の国民健康・栄養調査では、食習慣の改善医師について、「関心はあるが改善するつもりはない」ものの割合が最も高く、男性で24.6%、女性で25.0%であった。
  - ・ 健康な食習慣の妨げとなる点を食習慣改善の意思別にみると、「改善するつもりである」及び「近いうちに改善するつもりである」ものは「仕事が忙しくて時間がないこと」と回答した割合が最も高かった。

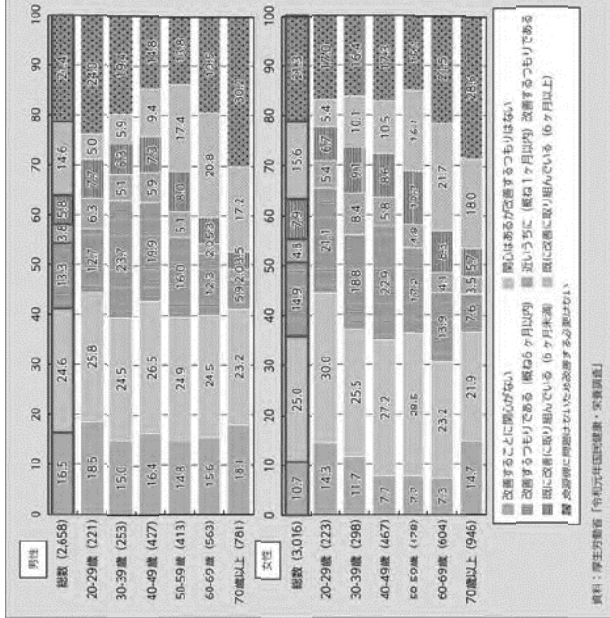
#### ■ 食習慣改善の意識別、健康な食習慣の妨げとなる点



## 2. 全世代型社会保障改革により、高齢者医療が見直し

- ・ 令和2年12月に、「現役世帯への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世帯中心」という社会保障の構造を見直し、少子化対策を前進させるための取組と、高齢者にも負担能力に応じた負担を求める改革等に係る「全世代型社会保障改革の方針」が示された。
- ・ 少子化対策と医療の分野に分かれ、医療分野ではオンライン診療の推進や後期高齢者の自己負担割合の見直し、紹介状なしの大病院外来受診の定額負担の拡大など推進。

### ■ 食習慣改善の意思（20歳以上、性・年齢階級別）



## ■ 全世代型社会保障改革の方針の概要（医療分野）

**基本方針考え方**

- ・ 長年の課題である少子化対策を大きく前進させる。
- ・ 2022年には団塊の世代が75歳以上となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑制することが課題であり、高齢者医療の再検討の決断を要す。
- ・ これまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」への改革を更に前進させる。

**医療**

- ・ 新型コロナウイルスへの対応を踏まえ、新型コロナウイルスの感染防止対策の推進
- ① 医療提供体制の改革
  - ・ 感染症への対応を位置付け
  - ・ かかりつけ医療の強化、外来機能の明確化・連携
  - ・ 急性性・循環器の救急を前倒ししたオンライン診療を推進
  - ・ 医師の働き方改革、医師確保に関する及効所を対応を推進
- ② 後期高齢者の自己負担割合
  - ・ 後期高齢者（75歳以上、現役世帯世帯者を除く）で、原則所得が25万円以上及び年収300万円以上（単身世帯、複数世帯は後期高齢者の世帯合計が320万円以上）の者は医療費の自己負担割合を1割から8割に引き上げ
  - ・ 2022年度後半に実施
  - ・ 施行後3年間は1月分の負担増を最大3,000円に収まるような措置を講ずる
- ③ 大病院への患者集中を防止するための診療機能の強化を図るための定額負担の拡大
  - ・ 2022年度後半に実施
  - ・ 1割負担の定額負担の拡大（1割負担の定額負担の拡大）
  - ・ 受診の定額負担の拡大（1割負担の定額負担の拡大）

資料：厚生労働省「令和2年度国民健康・栄養調査」

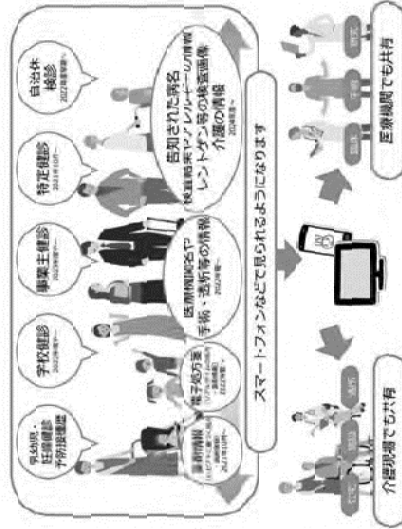
## 施策5 健康づくりと地域医療を充実する

### 3. 自然に健康になれる持続可能な食環境づくり

- ・ 厚生労働省は、活力ある「人生100年時代」の実現に向けて、健康無関心事を含めて自然に健康になれる食環境づくりの推進が急務であり、その推進に向けた産官学等の連携の在り方を検討し、令和3年6月に取りまとめた。
- ・ 栄養面等に配慮した食品を事業者が供給し、消費者が自身の健康関心度等の程度に関わらず、自主的かつ合理的、又は自然に選択でき、手ごろな価格で購入し、普段の食事において利活用しやすことを理念とした。
- ・ 事業者、消費者、環境との間の取組の循環に加え、産学官の緊密な連携により、活力ある持続可能な社会の実現が達成するといった枠組みを示した。

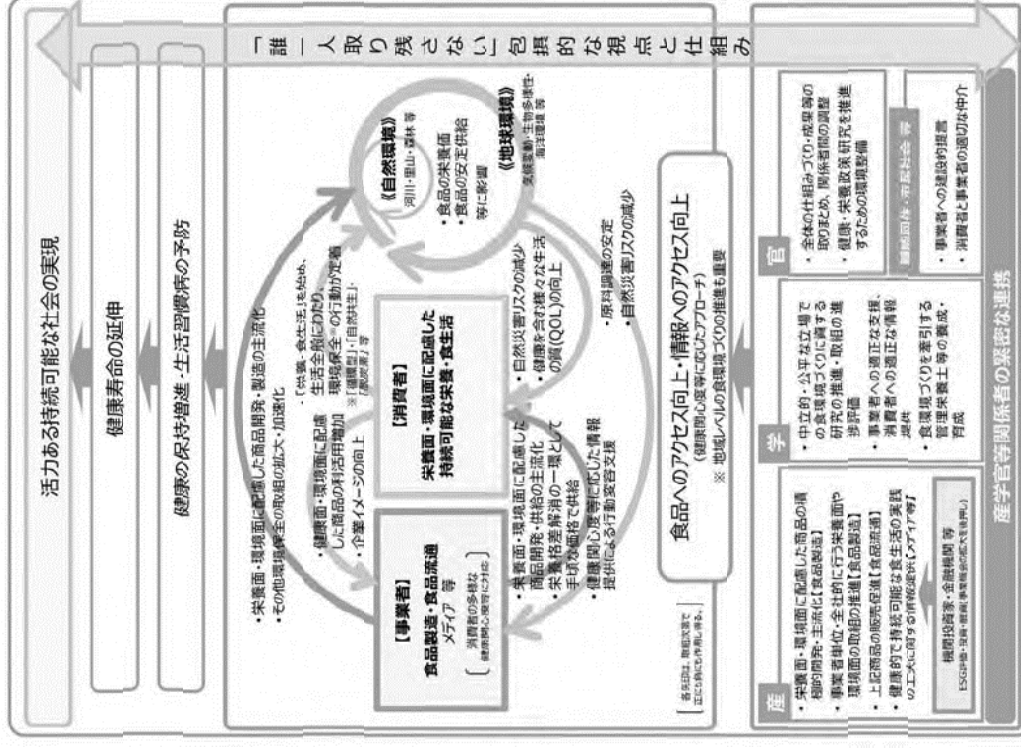
### 4. データヘルス改革を推進し、強靱な社会保障を構築

- ・ 厚生労働省は令和7年度を目安にデータヘルス改革を推進。
- ・ マイポータル等を通じて、国民が生涯にわたり地震の体感医療情報を把握し、医療機関でも患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスの提供を実現する。



出典：厚生労働省 データヘルス改革推進本部

### ■ 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの枠組みイメージ

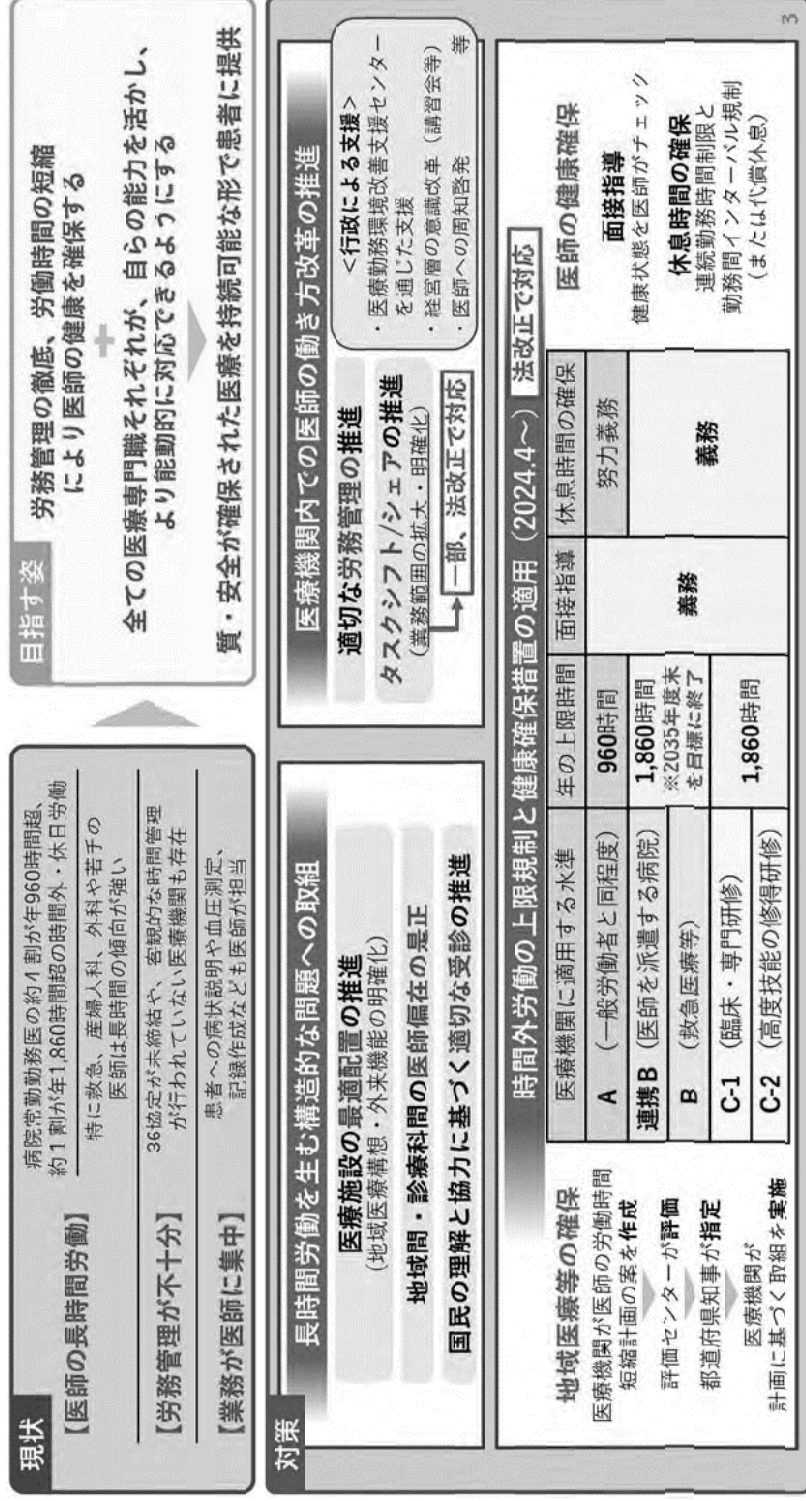


## 施策5 健康づくりと地域医療を充実する

### 5. 医療法等改正により、医師の働き方改革を推進

- ・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制確保を推進する観点から、医師の働き方改革等を進めるため、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」を令和3年2月に国会に提出。
- ・ 長時間労働の医師の労働時間の短縮及び健康確保のための措置の整備を、令和6年4月から段階的に施行予定。

#### ■ 医師の働き方改革の概要



出典：厚生労働省医政局



## 施策 6 高齢期の生活を充実する

### 我が国の高齢社会が直面する課題と展望

#### 1. 「働けるうちはいつまでも」働きたい高齢者は、約4割を占める

- 全国の60歳以上の男女のうち、「70歳くらいまで」、「75歳くらいまで」、「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答した割合は約6割であった。
- 現在収入のある仕事をしている60歳以上の者の約4割が、「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答。「70歳くらいまで」もしくはそれ以上と回答したものと合計すれば、約9割の者が高齢期にも高い就業意欲を持っている。

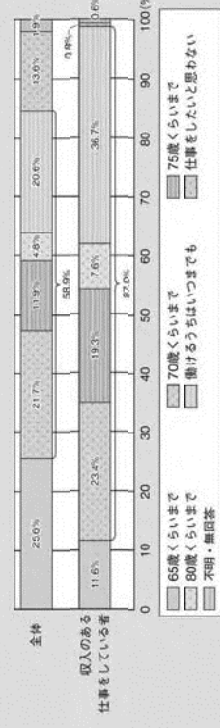
#### 2. 70歳までの就業確保を努力義務とし、高齢者の就業を促進

- 働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できよう、活躍する環境の整備を目的として「高齢者雇用安定法」の一部が改正され、70歳までの就業確保を事業主の努力義務とし、令和3年4月から施行開始。
- 対象は定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主であり、①70歳までの定年引上げ、②定年制の廃止、③70歳までの継続雇用制度の導入、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度等のいずれかの措置を努力義務で講ずる必要がある。

#### 3. 高齢者の通いの場を、オンライン化

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、高齢者が日常的に体操や趣味活動等を行う通いの場は衰退し、地域のつながりが途絶え、身体活動量が減少し、要介護リスクの上昇が懸念に。
- 国立長寿医療研究センターでは、高齢者の外出を促進するため散歩コースの自動作成、活動量の見える化、自治体が提供する体操動画やコグニティブの画像配信等を搭載した「オンライン退場アプリ」を無償提供。今後、感染拡大防止を図りながら高齢者の健康増進を支援する取組の全国での促進が期待される。

図1-2-1-16 あなたは、何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか



注1：内閣府「高齢者の就業状況に関する調査」(令和10年度)  
注2：収入のある仕事をしている者の割合は、収入のない者の割合と対して、  
(注3) 開示五つの関係で、足し合せても100%にならない場合がある。

### 改正高齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保  
(義務)

70歳までの就業確保  
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、  
再就職援助措置・多職種職員の対象が追加されます。

出典：厚生労働省



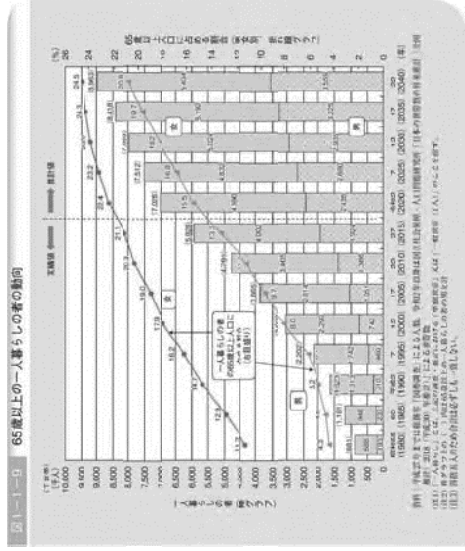
オンライン通いの場アプリ

出典：厚生労働省 厚生労働省

## 施策6 高齢期の生活を充実する

### 4. 65歳以上の一人暮らしの者が増加傾向

- ・ 昭和55年には男性約19万人、女性約69万人で、65歳以上人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であった。
- ・ 平成27年には男性約192万人、女性約400万人、65歳以上人口に占める割合は男性13.3%、女性21.1%であり、65歳以上の一人暮らしの者が増加傾向である。今後も継続して増加傾向が進行すると推計されている。



### 5. 売上低下の飲食業者の支援も兼ねた独居高齢者の見守り事業

- ・ 岩手県陸前高田市では、新型コロナウイルス感染症拡大で孤立する一人暮らしの高齢者を支えるとともに、外出自粛で売り上げが落ちた飲食業者等の支援も兼ねた高齢者見守り事業を令和2年9月末から開始。
- ・ 70歳以上の単身世帯の希望者に対し、市内飲食業者等の夕食(600円相当)を一部自己負担(200円)で、週1回レンタル事業者に依頼し、自宅玄関まで配達。レンタル業者とともに福祉部の職員をはじめ、実察の現場を体験し今後の業務に生かすため、福祉部以外の職員も研修として同行した。



写真: 六間町 令和3年版広報社会広告

## 施策7 障がいのある人の生活を充実する

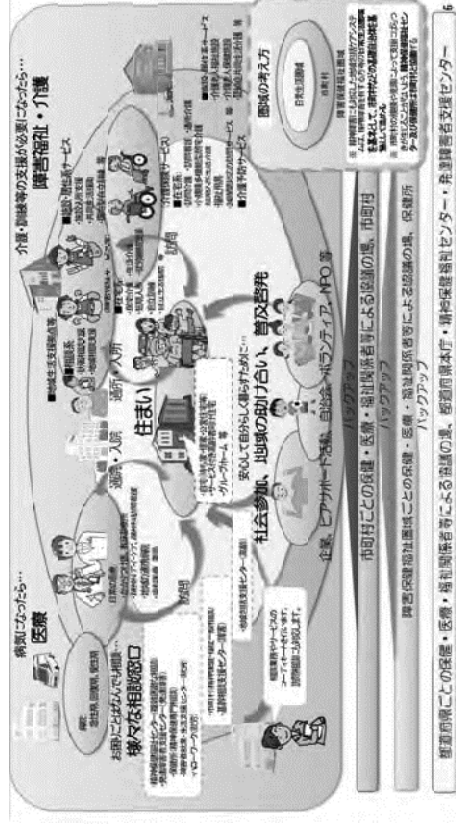
### 我が国の障がい者支援分野が直面する課題と展望

1. **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要**
  - 厚生労働省では精神障害のある人の人権に配慮した適正な医療及び保護の実施、社会復帰の促進、国民の精神的健康の保持・増進を図るための精神保健施策の一層の推進を図っている。
  - 精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障害福祉・介護、住まい等が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要である。
  - 市町村などの基礎自治体を基盤として、精神障害によらず地域生活に関する相談ができるように、市町村ごとで保険・医療・福祉関係者等の協議の場を通じ、神経科医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などの重層的な連携による支援体制を構築することが重要。

### 2. 医療的ケア児への学校での支援体制構築が課題

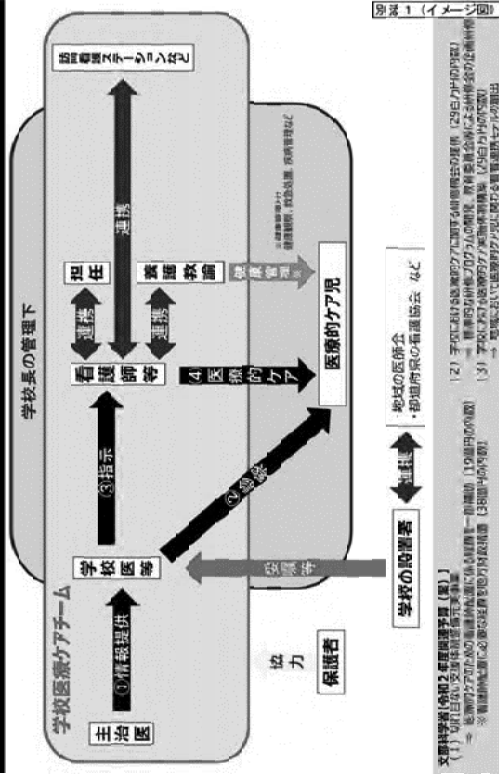
- 文部科学省が令和元年に実施した調査では、公立の特別支援学校や小・中学校に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童章数は増加傾向にあり、学校における受け入れ態勢の構築が喫緊の課題である。
- 令和2年度診療報酬改定において、医療的ケア児の学校医などに対し、医療的ケア児が学校生活を起こるにあたって必要な情報を主治医が提供した場合の評価の新設等が行われ、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れが整理された。
- 医療的ケア児の教育機会や医療安全を確保する観点から、各学校で「学校医療ケアチーム」を編成するなどし、一丸となって医療的ケアを行える体制の構築が求められる。

### ■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ



出典：厚労省、精神衛生にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する検討会

### 主治医から学校医等への情報提供に基づく医療的ケアの流れ【イメージ図】



出典：文部科学省

## 施策7 障がいのある人の生活を充実する

### 3. 障がいのある児童も含めたITCを活用した教育環境整備が急務

- これまで文部科学省では、「GIGAスクール構想」を実現するため、「1人1台端末」と「学校における高速近距離ネットワーク」を整備するとともに、学校の臨時休校等の緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備を進めてきた。
- 障がいのある児童において、情報機器端末を活用するために、一人一人により個別性の高い特別な入出力支援装置が必要であり、一人一人に応じた入出力支援装置の整備を支援。
- 視覚情報を展示化する展示ディスプレイや音声を文字化する音声文字変換システム、視線入力装置などの整備を実施。

#### 障音のある児童生徒のための入出力支援装置の整備

令和2年度 1次補正予算額 11億円  
令和2年度 2次補正予算額 4億円

障害のある児童生徒においては、情報機器端末を活用するために、児童生徒の利便性向上の観点から、より個別性の高い特別な入出力支援装置が必要な場合がある。障害のある児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるよう、一人一人に即応した入出力支援装置の整備をわけて支援する。

> 視覚情報を点字化 <点字ディスプレイ>  
 > 音声文字化 <音声文字変換システム>  
 > 表現方法の広がり <視線入力装置>

ハブコン上の文字を点字で出力する装置。授業において、あらかじめ点字化された教材のほか、ハブコン上の情報も教材として活用することができる。

音声文字化し、手元のハブコンに表示するシステム。授業中の教師の発話を文字として取りためることにより、理解が容易になる。

視線の動きにより、ハブコン上の文字等の入力を可能にする装置。ハブコンを通じて、授業の様々な表現も可能になる。

(支援装置の例)  
・音声読み上げソフト、・点字ディスプレイ、・音声文字変換システム、・視線入力装置、・視線入力装置ソフト、・ポインティングデバイス等

出典：文部科学省

### 4. 聴覚障がい者にも、電話というツールを利用できるようにする

- 現在、文字情報だけでお店の予約等の用事を済ますことが出来ることや多いが、電話しか連絡手段がない場合や、至急確認が必要になる場面では依然として電話が不可欠である。
- 聴覚や発話に障害がある人が一人で電話を掛けられるようになる「公共インフラとしての電話リレーサービス」が令和3年7月から提供開始。
- 利用者（障がい者）が手話や文字による情報と音声情報とを通訳するオペレーターを経由して、相手先（耳が聞こえる人）に電話をかけられるサービス。（24時間365日対応）

インターネット  
 音声  
 電話回線

利用者  
 (聴覚障がい者・難聴者・発話困難者など)

相手先  
 (お店・会社・ホテルなど)

中央：口舌伝言電話リレーサービス

**■ 電話リレーサービスの利用シーン**

(1) 24時間365日の例  
 深夜に診察を受けることができた所長と手向したい。

(2) 緊急連絡先機関への通報例  
 警察がすぐに救急隊に人影があり、通報したい。

(3) 双方向化  
 聴覚障害者等以外の者へ仕事連絡をした。

聴覚障害者等へ折り返しの連絡をした。

中央：総務省

## 施策8 身近な地域の福祉力を高める

### 我が国の福祉分野が直面する課題と展望

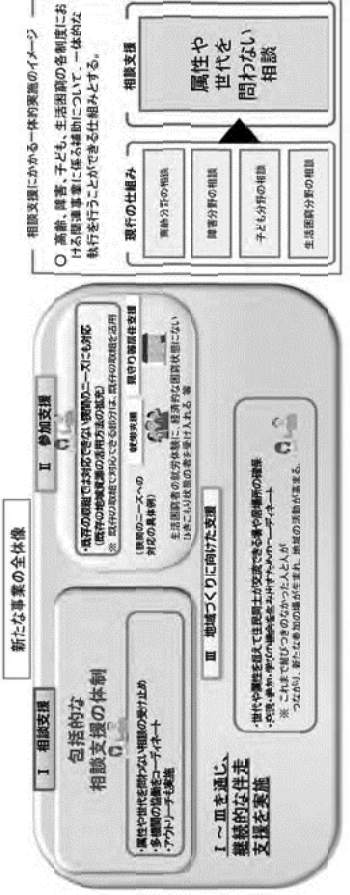
#### 1. 地域共生社会の実現のため、社会福祉法等を改正

- 地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制整備や、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービスの提供体制整備、医療・介護のデータ基盤の整備の推進など、社会福祉法等の一部を令和2年に改訂。令和3年4月より順次施行。
- 厚生労働省では、高齢・障害・子供などの各制度における相談を、属性や世代を問わず一体的に受け付ける相談支援や、既存の取組では対応できない協議のニーズに対応した参加支援、住民同士が交流できる場や居場所を確保する地域づくりに向けた支援を包括的に行う「重層的支援体制整備事業」を推進。

#### 2. バリアフリー法改正により、更なるバリアフリー化が推進

- 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として、すべての国民が共生する社会である共生社会の実現を目指し、全国においてさらにバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法の改正が令和元年4月及び令和3年4月から施行開始。
- 今回の改正では、公共交通事業者等に資するソフト基盤適合義務の創設、優先席・車いす利用者用駐車施設等の適切な利用促進、市町村等による「心のバリアフリー」の推進等が盛り込まれた。

#### ■ 重層的支援体制整備事業のイメージ図



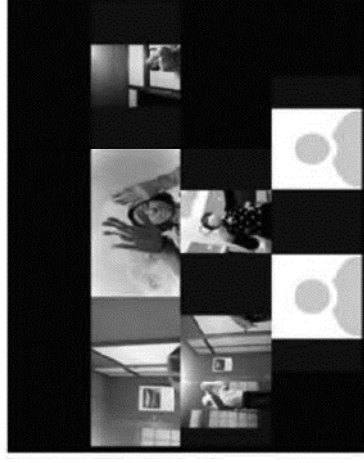
#### ■ バリアフリー法改正の概要

法律の概要	※赤字：令和2年6月19日施行 青字：令和3年4月1日施行
1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化	○公共交通事業者等に対するソフト基盤適合義務の創設（※：スロープ坂の適切な操作、明るさの確保等） ○公共交通機関の乗降円滑化のため、他の公共交通事業者からのハート・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動型連携 ○障害者等へのリフト提供について画が認定する観光施設（観光施設・飲食店等）の情報提供を促進
2. 国民に向けた広報啓発の取組推進	(1) 障害者、重傷子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進 ○国・地方公共団体・国民、施設設置管理者の責務等として、「車道の優先席、重傷子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加 ○公共交通事業者等に作成が義務付けられたハート・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加 (2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加） ○目的規定、画が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加 ○心のバリアフリーに関する「職員啓発普及事業」を各ハート・ソフト一体系の過半構想について、作成経費を補助（※：予算新制度） ○バリアフリーの促進に関する地方公共団体への画の助言・指導等
3. バリアフリー基盤適合義務の対象拡大	○公立小中平校及びバス等の障害の解消のための連絡施設（障害者用車両待機施設）を追加

## 施策 8 身近な地域の福祉力を高める

### 3. デジタル化の推進とともに、「誰も取り残されない」支援が必要

- 千葉県松戸市では、平成28年から千葉大学予防医学センターと協定を締結し、NPOや企業と連携しながら要介護者認定率や介護給付費の減少を目指す都市型介護予防モデルを構築する「松戸プロジェクト」を推進。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、地域の対面型の活動が困難になったが、市がタブレットを介護予防に資する住民三体の通い場である「元気応援くらぶ」の参加者団体のメンバーに無償貸与し、タブレットになじみのない高齢者に使い方を講習等を開催。その後、ビデオ会議ツールを活用し、オンライン・リロンを令和2年に実施。
- 令和2年11月から翌年3月まで、24団体150名程度の参加があり、「オンラインでも逆いの場の活動ができる」という回答が8割以上あり、「今後もオンラインサロンを続ける」という回答が半数以上を占めた。



盆踊りのオンライン風景



盆踊りの集合練習

### III 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて

(安心・協働・共生 分野)

## 施策 9 危機への備え・対応力を高める

### 我が国の危機対応分野が直面する課題と展望

- 頻発する自然災害に対処して、避難の確保や災害対策が強化
  - 令和元年東日本台風等では甚大な災害をもたらされ、避難勧告、避難指示の区分等、行政による避難情報が分かりにくいという課題が顕在化。避難しなかった又は避難が遅れたことによる被災、家雨・浸水時の屋外移動中の被災、高齢者等の被災等も多数発生。
  - 令和3年4月に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が成立し、災害時における円滑かつ迅速な避難確保の促進、政府への支援ニーズの高まりに乘じた災害対策の実施体制の強化等の措置を講じる。
- 災害警戒レベルを、よりの確に住民に伝わるように一新
  - 令和元年台風第19号株を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループでは、令和2年6月から避難情報及び広域避難等に関する制度面における改善の改善の方向性についてまとめた。

■ 新たな警戒レベルの一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考(現行)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保*	災害発生情報 (発生を知らせることに伴い)
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)	避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難の	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	災害発生確	自らの避難行動を確認	大規模・広域・高層建築物 (注参照)	大規模・広域・高層建築物 (注参照)
1	災害発生確 の恐れ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (注参照)	早期注意情報 (注参照)

※1 市町村が災害の状況を確認に困難に陥る理由から、警戒レベル5は必ず発生されるものではない。  
 ※2 警戒レベル3は、避難準備以外の人も対象に、最初の行動を開始し、最初の行動を開始し、最初の行動を開始するタイミングである。  
 (注) 避難指示は、最初の避難勧告のタイミングで実施する。

出典：NIPPON

### 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要 内閣府(防災担当)

**趣旨**

頻発する自然災害に対処して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

**改正内容**

- 災害対策基本法の一部改正
  - 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保
    - 避難勧告・避難指示の一本化等
 

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げる遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

【改正内容】  
 避難勧告と指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあつた方を包括的に見直し。
    - 避難行動要支援者等の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。  
 【改正内容】  
 市町村が避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化し、必要に応じて市町村が作成するものとする。
    - 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置/広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等  
 災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置も可能とする。市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするため、大規模・広域・高層建築物の設置に関する規定等を措置。
  - 災害対策の実施体制の強化
    - 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更  
 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更  
 2) 防災担当大臣を非常災害対策本部の設置(※)  
 ※非常災害対策本部の設置については、非常災害対策本部の設置に関する規定を改正する。
    - 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加
- 内閣府設置法の一部改正
  - 内閣府における防災担当大臣の設置
  - 災害救助法の一部改正
 

非常災害が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用  
 国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

**目録・効果**

○広域避難に関する取組の推進  
 広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

**閣議決定：令和3年3月上旬予定 施行期日：公布から1ヶ月以内の政令で定める日**

出典：内閣府



## 施策 9 危機への備え・対応力を高める

### 3. 流域全体を俯瞰した「流域治水」の実現へ

- 近年、全国各地で水災害が頻発・激甚化している状況から、降雨量の増大等に対応したハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しなど、上流・下流や本川・市川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業、住民等が協働して取り組む「流域治水」の实效性を高めることが必要である。
- 令和3年4月に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が成立。流域治水の实效性を高めることを目的として、流域治水の計画・体制強化、反乱をできるだけ防ぐための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を講じる。

### 4. 今後の防災・国土強靱化施策を検討するワーキンググループが結成

- 自然災害の頻発・激甚化とともに、南海トラフ地震や首都直下型地震等の巨大地震が切迫しており、これによって失われる命を激減させる新たな方策を検討するために、内閣府はデジタル技術、事前防災、防災教育・災害ボランティアに関する3つのワーキンググループを令和2年10月結成。
- 各グループにおいて、今後の防災・国土強靱化施策の検討を現在行っている。

### ● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号） 【公布：R3.5.10 / 施行：公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内で政令で定める日】

＜平賀潤通法律＞

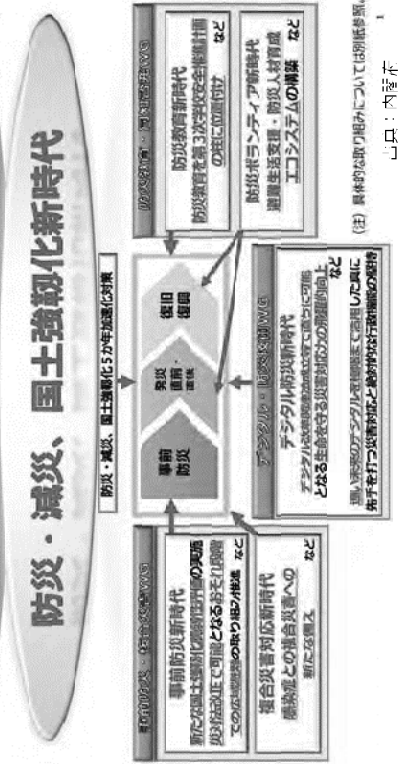
背景・必要性	
○現在、令和5年日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水被害が激甚化・顕著化 ○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で年間降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（IPCC近未来） ○降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化、事業や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の实效性を高めるための対策を講じる必要がある。	
法律の概要	
<b>1. 流域治水の計画・体制の強化</b> （特定都市河川） <ul style="list-style-type: none"> <li>流域治水計画を策定するものとして、(1)流域治水計画の策定、(2)流域治水計画の見直し、(3)流域治水計画の実施に関する事項を定めることとなる。</li> <li>市町村の責務として河川整備や堤防整備が困難な河川に加え、自然条件により河川が氾濫しやすい河川（支川）の河川に取次</li> <li>流域治水計画に係る関係者の参加に配慮した計画の策定</li> <li>計画の策定、市町村等の関係者が一帯に全し、管理による治水計画の策定</li> <li>計画の策定、治水計画の策定に関する事項を定めることとなる。</li> <li>協議関係と治水計画の策定に位置付け、優先に実施</li> </ul>	<b>3. 治水計画を策定・見直しするための対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水計画の策定、早期復旧・復興のための対策</li> <li>治水計画の策定、早期復旧・復興のための対策</li> <li>治水計画の策定、早期復旧・復興のための対策</li> <li>治水計画の策定、早期復旧・復興のための対策</li> </ul>
<b>2. 対応できるだけ防ぐための対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川工法治水における対策の強化（河川工法治水による治水計画の見直し）</li> <li>河川工法治水における対策の強化（河川工法治水による治水計画の見直し）</li> <li>河川工法治水における対策の強化（河川工法治水による治水計画の見直し）</li> <li>河川工法治水における対策の強化（河川工法治水による治水計画の見直し）</li> </ul>	<b>4. 治水計画の策定、早期復旧・復興のための対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水計画の策定、早期復旧・復興のための対策</li> <li>治水計画の策定、早期復旧・復興のための対策</li> <li>治水計画の策定、早期復旧・復興のための対策</li> <li>治水計画の策定、早期復旧・復興のための対策</li> </ul>

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現  
 【留意】 治水計画策定区域を決定する河川数：2,092河川（2020年度）～約17,000河川（2025年度）

出典：国土交通省 水管理・国土保全局 都市局

### 防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言

○明治三聖地震津波から東日本大震災、技術革新の20世紀を挟んで100年以上経ってなお2万人以上の犠牲者  
 ○熊本地震から5年、東日本大震災から10年、阪神・淡路大震災から四半世紀が経過した今、  
 今後、巨大自然災害により失われる生命を激減させるという覚悟が必要



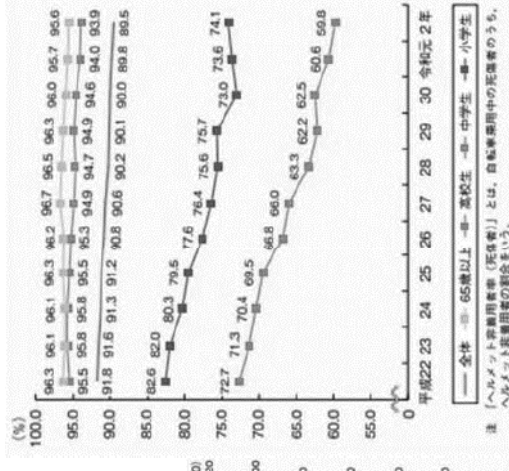
# 施策10 日常生活の安心感を高める

## 我が国の生活安全分野が直面する課題と展望

### 1. 近年の交通事故の動向

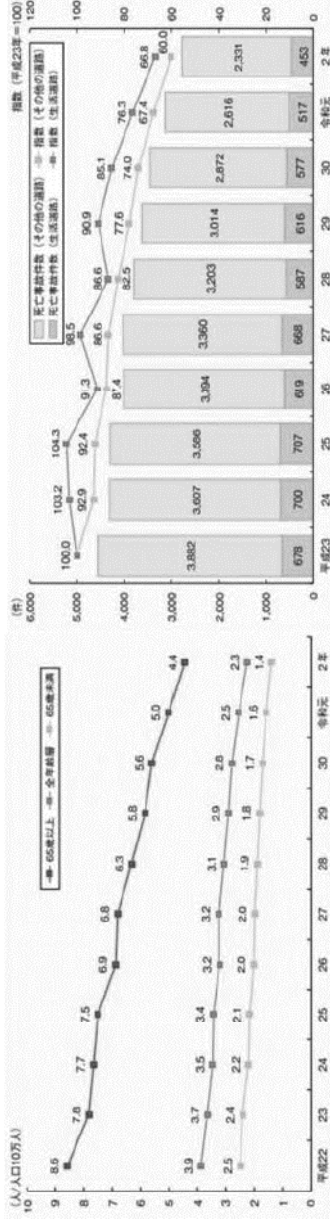
- 人口10万人当たりの交通事故死者数は、65歳以上の高齢者について、年々減少傾向である一方で、65歳以上の高齢者は65歳以下と比べて約3倍と引き続き高い水準。
- 生活道路における交通死亡事故件数は、近年、減少傾向にあるものの、生活道路以外の道路における交通死亡事故件数に比べて減少割合が小さい。
- ヘルメット着用状況別の致死率をみると着用した場合に比べ非着用は致死率が約3倍。ヘルメット非着用者率（死傷者）は高校生以上の年代は、微減にとどまり、かつ、高い水準のまま。

■ ヘルメット非着用者率（死傷者）の推移



出典：内閣府、令和3年版交通安全白書

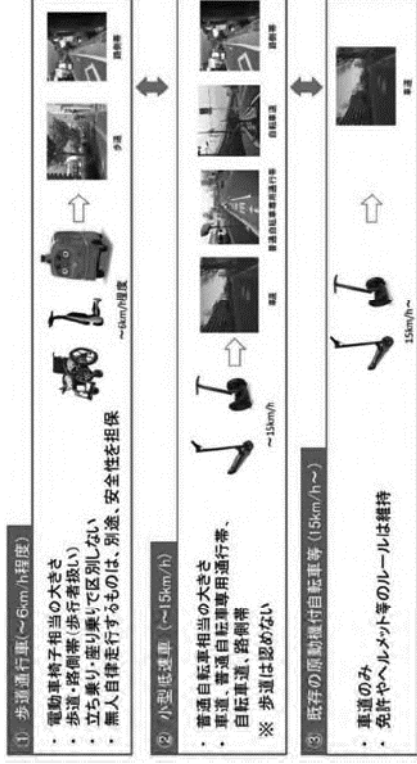
■ 年齢層別人口10万人当たり交通事故死者数の推移



### 2. 新型モビリティに対する交通ルールの在り方を検討

- 近年、技術の進歩等により、電動キックボード、自動配送ロボット等の多様なモビリティが登場しており、新たな交通ルールの在り方の見直しが必要となっている。
- 警察庁交通局において、新たな交通ルールの在り方について検討するために「多様な交通主体の交通ルールの在り方に関する有識者検討会」を令和2年7月から設置し、新たなモビリティのみならず、他の交通主体を含めた多様な交通主体の全てが安全かつ快適に通行することとを可能とし、また、社会的な理解・合意を待たれる交通ルールの在り方について、議論している。
- 同検討会において令和3年4月に中間報告書とりまとめ、一定の大きさ以下の電動モビリティは、最高速度に応じて以下の3類型に分けるとともに、その車両区分に応じて、通行区分等の交通ルールを適用すべきとした。

### ■ 新たな交通ルール（車両区分）



出典：多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会中間報告書（令和3年4月）

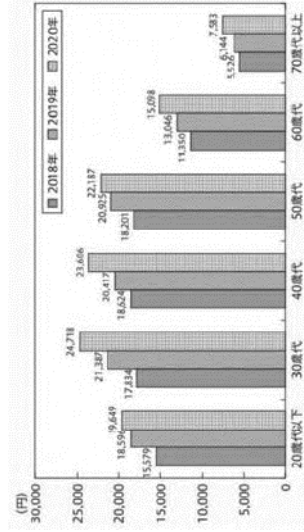
### 3. 登下校時における防犯対策の推進

- 国では平成30年5月新潟県で発生した事件等を踏まえ「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」を開催され、登下校時の子供の安全確保に関する今後の対策として、「登下校防犯プラン」が決定。
- 子供の被害は登下校、特に下校時（15～18時）に集中し、犯罪件数が減少する中、ほぼ横ばいで推移し、①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加により、「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じていることが課題とされている。
- 各自治体においては、地域の見守りの目を増やすため、地域に密着した事業者の協力により、日常業務をしながら子供や高齢者等の弱者を見守ってもらう「ながら見守り」の取組みなども進められている。

### 4. インターネットを利用した消費が増加

- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大の影響もあり、インターネットを利用した支出総額は増加傾向。世帯主の年齢層別にみても全ての年齢層でインターネットを利用してインターネット上での商品・サービスの購入が増加。
- 年齢層が高くなるにつれてインターネット上で商品・サービスの購入が増え、6割超の消費者が「個人情報漏えい・悪用されている」、「商品やサービスが期待とは異なる」、「望まない広告メールが送られてくる」があげられている。

#### ■インターネットを利用した支出の推移（世帯主年齢層別）



出典：消費者白書 総務省 家計消費状況調査（二人以上の世帯）により作成

### 登下校防犯プランの概要

登下校時における子供の安全の問題

子供（11歳未満）が被害者となる身体犯の発生状況（土日除く、週単位での集計に集約）（17～18学年集計）

1. 地域における連携の強化

(1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連長の場」の構築  
 (2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援

2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

(1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有  
 (2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り  
 (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

3. 不審情報等の共有及び迅速な対応

(1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有  
 (2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信  
 (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

4. 多様な担い手による見守りの活性化

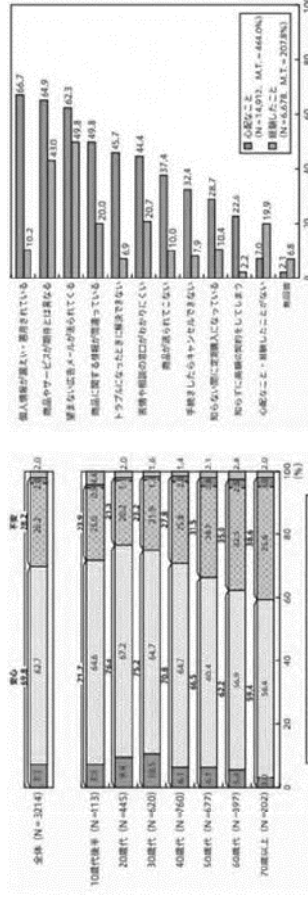
(1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進  
 (2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援  
 (3) 「子供10番の家・車」への支援等

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

(1) 防犯教育の充実  
 (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

出典：登下校防犯プラン（平成30年6月）

#### ■インターネット上の商品・サービス購入に対する信頼度・心配なこと、経験したこと



出典：消費者白書、消費生活「消費者意識基本調査」（2020年度）により作成

## 5. 消費生活に対する新たな課題への対応

### デジタル化への対応

- 近年の急速なデジタル技術の発展やデジタル市場の拡大等により、消費者の利便性等が向上した一方で、デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引において新たな消費者トラブルも発生しているほか、デジタル化の中で消費生活における新たな課題への対応も求められている。
- 2021年3月に、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案」が閣議決定。本法案では、取引デジタル・プラットフォーム提供者に対する出品削除等の要請、販売業者等に係る情報の開示請求権の創設等が盛り込まれている。

### 消費生活のグローバル化への進展への対応

- 消費生活のグローバル化が進展。越境取引による消費者トラブルへの対応を強化するため、CCJ（国民生活センター越境消費者センター）において、トラブル解決のために必要な支援を行っているほか、特定商取引法等に基づき厳正な法執行を適時適切に実施。

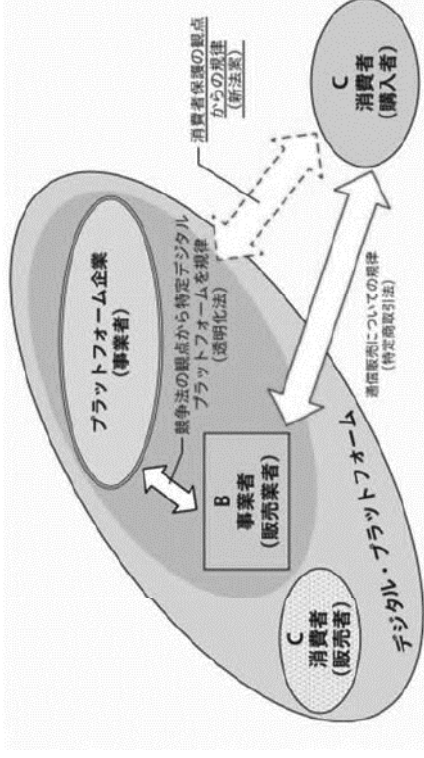
### 災害など緊急時対応

- 近年、自然災害の発生後には、被災地において家屋の点検や修理を行うとして不当に高額な金銭を要求する事業者が出現するほか、被災地域外において架空請求等が発生するなど、災害に関連した消費者トラブルが多くみられる。

### 若年者への消費者教育の推進

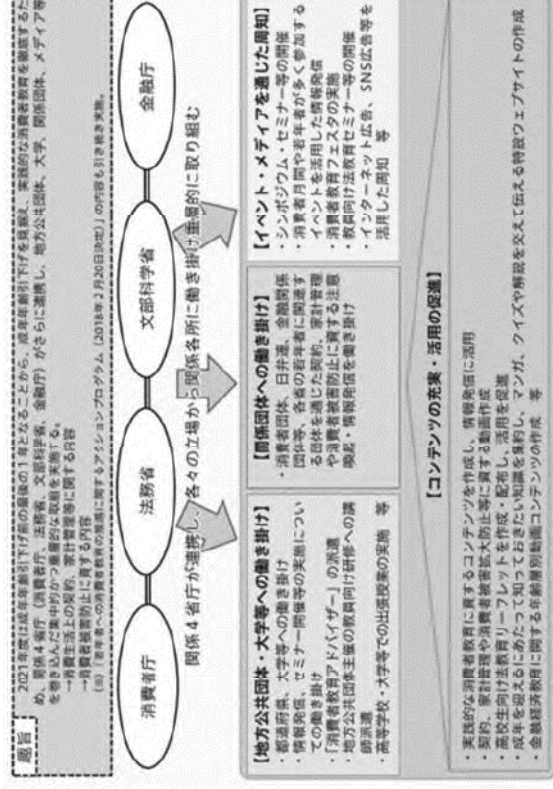
- 国では、成年年齢下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（2018年2月20日閣議決定）に基づき取組を推進。
- 関係局長連絡会議決定）における、消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」等の消費者教育教材を活用した授業等を実施。
- また、アクションプログラムに掲げられた取組に加え、関係省庁が更に連携して地方公共団体・大学等、関係団体、メディア等も巻き込んだ重層的な取組を行う「成年年齢下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン（2021年3月22日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）を実施。

### ■ デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引（イメージ）



出典：令和3年版消費生活白書

### ■ 「成年年齢下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンについて



出典：令和3年版消費生活白書

# 施策 1.1 市民が主役のまちづくりを推進する

## 我が国の協働のまちづくり分野が直面する課題と展望

### 1. 多様な主体が展開していくべき取組・施策の方向性

- 国では平成29年度に「今後のまちづくりのあり方検討会」を設置。
- 共助による地域づくりの推進に向けた今後の取組・施策として、方向性を提案。

#### ■ 共助による地域づくりの推進に向けた今後の取組・施策

##### 共助による地域づくりのプラットフォームの提供

- 多様な主体の間で地域課題の認識を共有し、解決に向けて協働できる場（プラットフォーム）を提供。
- プラットフォームに集まる各主体相互の立場や意図を理解・翻訳し、関係者間のコミュニケーションを成立させる「プラットフォーム・マネージャー」の発掘・育成に対する多様な支援が必要。



（参考事例）  
「子ども・夏祭・おんまやま祭」の運営に関する特設可搬なまちづくり（島根県雲南市）  
市長の多世代にわたる地域課題解決へのチャレンジを導き出すことで、イノベーションが生まれ、積極的に協働するまちづくりが生まれるよう取り組まれている。  
「無業問題」では豊かな取組が生まれる以前の小さな取組が数多く生まれ、社会を築き出す芽は多いが促進され、地域プロデューサーの育成が行われている。

##### 社会的インパクト投資の推進

- 社会的な課題を解決しながら経済的な利益を同時に生み出す「社会的インパクト投資」の拡大に向けた環境整備が必要。
- 特に、NPO等の活動を客観的に評価し、評価結果や事業成果を広く情報公開していく仕組み。



（参考事例）  
子育て支援ファンド（新生企業投資(株)、新生銀行）  
子育て中の母親への働く機会提供という社会的な成果だけでなく、「労働力不足」「働き方改革」等の社会課題に起因した中・長期的な課題解決に貢献。

##### 公共物を活用した取組の推進

- エリアマネジメントや改正都市公園法に基づく公募施設管理制（Park-PPF）の取組をはじめ、公共物を活用した共助による地域づくりを拡大していくことが必要。
- 公共物を所有する行政側においては、各種公共物管理法の運用や官民協定のあり方を含め、地域住民や民間事業者が主体的に公共物の管理に關与できるような工夫をしていくことが重要。



（参考事例）  
東池袋公園の市民参加型パークマネジメント（東京都）  
東池袋公園をよくする会（任意団体）が官民協定に基づき、公園施設の具体的な利用方法はルール設定を行い、公園的のフェスティバル事業の売上金の一部をもとに市民参加型の公園運営を行っている。

##### シェアリングの発想を活かした取組の推進

- 空き家、空き店舗等の遊休資産、自然環境や地域の伝統文化、スキルを持った専門家やシニア人材等を、地域のニーズとマッチングさせることで、新たなマーケット開拓の可能性。
- 地域課題の解決にあたっては、無駄をなくすという視点を念頭に、シェアリングの発想を活かしながら解決策の糸口の構築が有効。
- 地方においても、過疎・中山間地域の交通・物流の確保に向けて、自家用有償旅客運送や貨客混載に係る制度を活用するなど、シェアリングによる合理化・効率化の可能性が多分に存在。



（参考事例）  
コミュニティカーシェアリング  
【日本カーシェアリング協会、五輪局】  
地域住民で結成されているカーシェアリングが自動車販売業者等からの寄附車両を用いて、コミュニティ単位のカーシェアリングを実施。地域内の良好なコミュニティ形成により、住民同士での送迎活動から交通弱者の移動問題の解決や高齢者の見守り体制の構築に発展。

##### 地域外との人材交流の促進

- 地方において、新たな視点や発想で地域づくりに取り組んで行くには、大都市等の地域外との人材交流の促進が必要。
- 特に、大企業がCSR、CSVあるいは働き方改革の一環として、地方へ人材を派遣する取組は波及効果が大きい。
- 大都市において、多様な人材が集い、起業や社会的課題の解決など様々なテーマについて学び、議論できる場を充実していくことが重要。
- NPO、企業、地域金融機関、行政等の様々なセクター間での人事交流の拡大や各地域の大学における人材育成が必要。



（参考事例）  
企業による共創（三菱地所グループ）  
大分県で市立大学にて社会課題解決型の講座を実施。地域での課題解決活動に取り組み実践型の講座では、地域への人材の対応を生み出すきっかけとなっている。

出典：今後のまちづくりによる地域づくりのあり方検討会とりまとめ（平成30年3月）

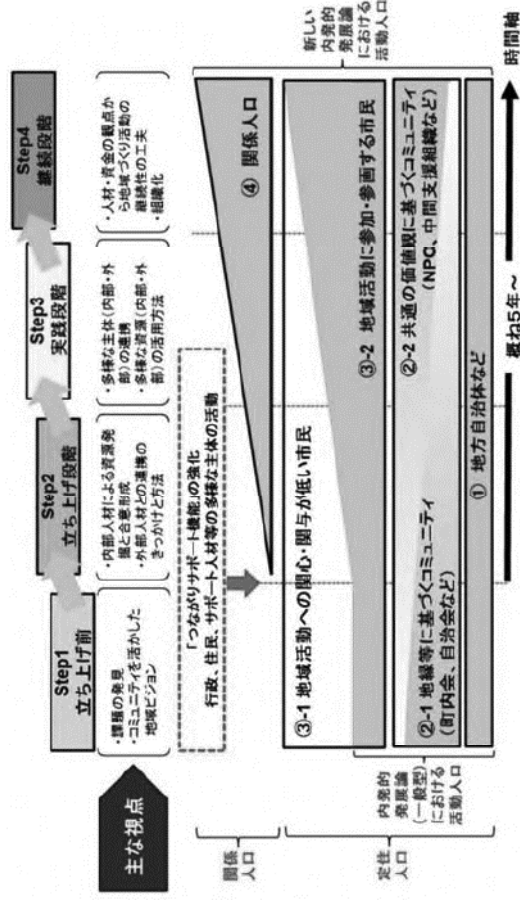
## 2. 新しい内発的發展を支える地域づくりの推進

- 若者の流出や高齢化等によるコミュニティ構成員の減少等により、地域コミュニティの弱体化等の問題が顕在化。
- 近年の大きな動きとしては、リアル空間である「場」と連動したSNSなどのバーチャル空間におけるコミュニティが広がり、関係人口を含め定住せずとも地域と様々な関わりを持つ人々が増加。
- 地域住民の主體的な取組において、地域の主体性を前提としてつとつと、外部アクターとの連携を強調する「新しい内発的發展」により地域づくりを推進すること、地域活動の「立ち上げ前」、「立ち上げ段階」、「実践段階」、「継続段階」の4つの段階なプロセスデザインが必要とされる。
- また今後の課題としては、小さな経済圏の構築やシェアリングエコノミー（共有経済）の活用とライフスタイルのマルチ化があげられる。

## 3. 地域共生社会の実現を目指すための新たな事業

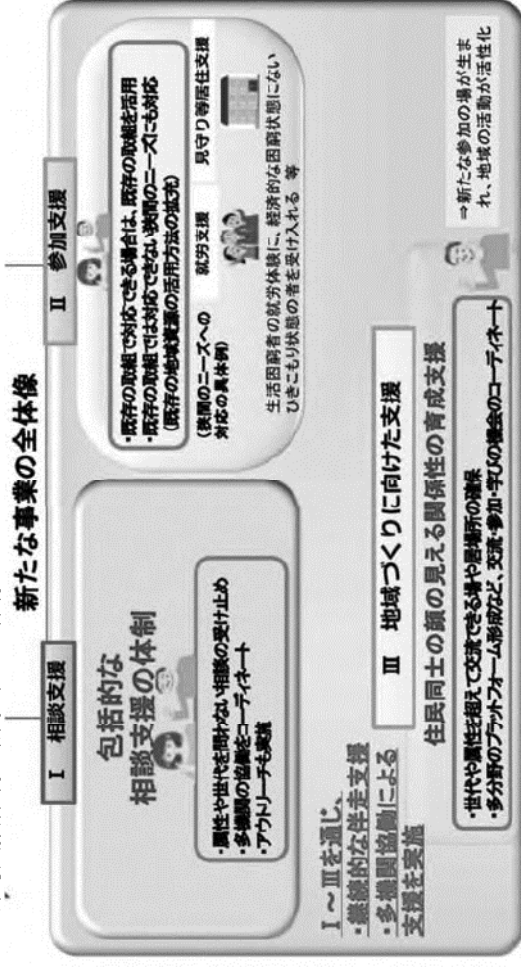
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化、多岐化、子ども・障がい・高齢・複合的な生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭域住民を対象とした「重層的支援体制整備事業」を令和3年4月に創設し、この事業を実施する市町村に対して交付金を一体的に交付。市町村において属性や分野を超えた取組を柔軟に実施可能となり、課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援や、地域住民等による地域福祉の推進を展開しやすくなった。
- 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとされた。

## ■内発的發展を支える地域のプロセスデザイン



出典：国土交通省、住み続けられる国土専門委員会、2019年とりまとめ

## ■重層的支援体制整備事業の全体像



出典：国土交通省、重層的支援体制整備事業と関係人口等との連携について（令和3年3月）

## 施策 1 2 相互理解の促進による共生社会を形成する

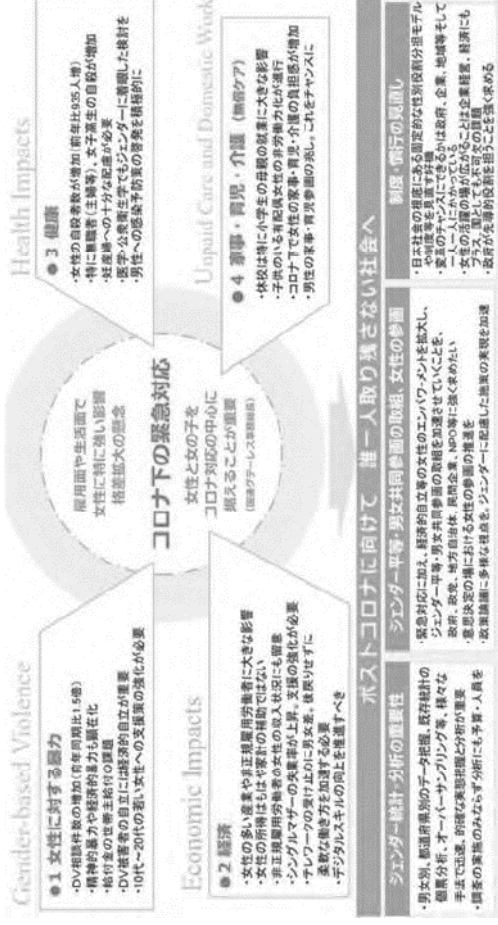
### 我が国の共生社会分野が直面する課題と展望

1. **新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題**
  - 新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻であり、生活不安やストレスによるDV等の増加・深刻化、雇用への影響や自殺者の増加など様々な課題が顕在化。
  - 内閣府では、令和2年9月に有識者による「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を立ち上げ、同年11月には政府に対するDV対策の強化等を含む「緊急提言」がまとめられた。
  - 新型コロナウイルス感染症の影響により子どもへの見守りの機会が減少し、児童虐待リスクが高まったことから、令和2年4月、要保護児童対策地域協議会が中核となり、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に見守る体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確立する「子どもの見守り強化アクションプラン」が策定された。

2. **インターネット上の人権侵害の増加**

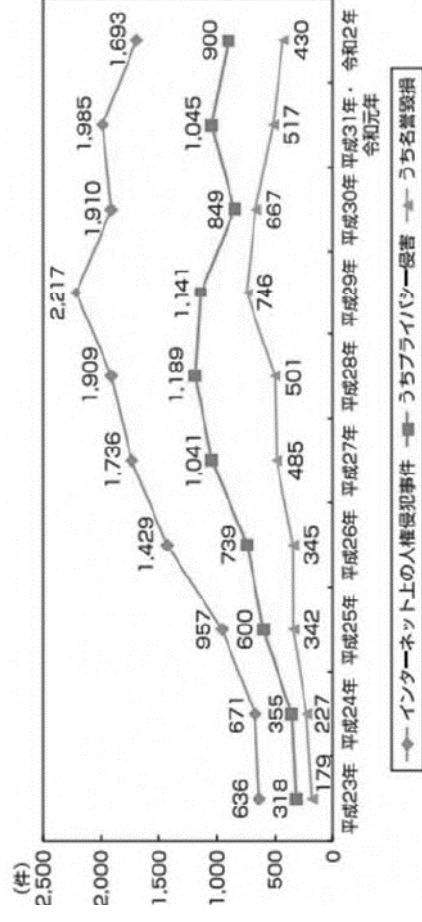
- インターネットを悪用した、他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載、差別的な苦込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報流布が増加。
- 令和2年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件は、1,693件となっており、前年から292件減少したが、高水準で推移。
- 国では、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。

### ■ 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策



出：男女共同参画局、コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書（令和3年4月28日）

### ■ インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件（開始）



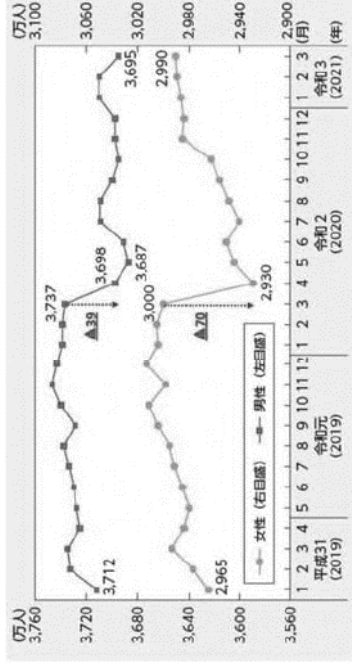
### 3. 新型コロナウイルス感染症で顕在化した男女共同参画の課題

- 就業者数の推移を見ると、男女ともに、緊急事態宣言が発出された令和2年4月に大幅に減少。男女で比較すると、女性の減少幅の方が大きい。
- コロナ下におけるひとり親世帯への影響を見ると、令和2(2020)年7~9月期平均の完全失業率への影響<sup>2</sup>は、子供のいる有配偶の女性にはほとんど影響が見られない一方、母子世帯の親には約3%ポイントの押し上げ要因となっている。
- また、テレワークによって柔軟な働き方が可能になり、女性が働きやすくなった一方、家事・育児等の時間・分担が女性に偏ったまま、家族と過ごす時間が増えることで女性の家事・育児時間が増加、新たな負担の増加も懸念。男性の育児休業取得促進や働き方改革などにより、男性が家事・育児参画しやすい環境づくりへの後押しが重要。

### 4. 在日外国人への情報発信の課題

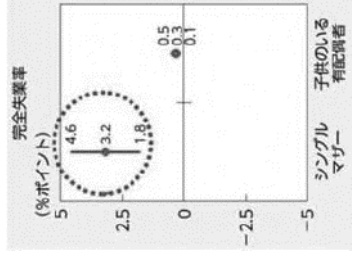
- 国では「在留外国人に対する基礎調査に関する有識者会議」を設置し、令和2年9月に18歳以上の中長期在留者及び「特別永住者」計10,000人を無作為抽出しアンケート調査を実施。
- 職業生活、日常生活及び社会生活において問題を抱えていると回答した人については、相談先や情報入手先が分からなかったとする回答が多かった。
- また、上記の問題を抱えているとの回答には、日本語が十分に理解できていないことが原因と恐られる回答も多く、支援策の周知不足、多言語又はやさしい日本語での対応・情報発信が少ないなどの課題が認められた。

#### ■ 就業者数の推移



出典：令和3年度男女共同参画国別基礎調査「労働力調査」より作成。基礎調査。

#### ■ コロナ下の比較



#### ■ 日常生活において、困りごとを抱えていると回答した人の主な困りごと

<b>日本語の学習における困りごと</b> 1位 日本語教室・語学学校等の利用・受講料が高い (23.9%) 2位 学んだ日本語を活かせる機会がない (17.1%) 3位 学んだより時間差に利用できる日本語教室・語学学校等がない (15.6%)	<b>公的機関が発信する情報に関する困りごと</b> 1位 多言語での情報発信が少ない (33.8%) 2位 やさしい日本語での情報発信が少ない (23.4%) 3位 スマートフォン等で利用できる公的機関 (市区町村・総務省・国) が作成したアプリでの情報発信が少ない (16.8%)
<b>公的機関に相談する際の困りごと</b> 1位 どこに相談すればよいかわからなかった (31.4%) 2位 相談するために仕事や学校等を休まなければならなかった (27.8%) 3位 通訳が配備されていないか又は少なかった (20.4%)	<b>病院で診察等を受ける際の困りごと</b> 1位 病院で症状を正確に伝えられなかった (24.1%) 2位 どこかの病院に行けばよいかわからなかった (23.1%) 3位 病院の受付でうまく話せなかった (15.9%)
<b>災害時の困りごと</b> 1位 信頼できる情報の情報源が分からなかった (12.0%) 2位 避難場所が分からなかった (10.2%) 3位 警報・注意報などの避難に関する情報が、多言語で発信されていないため分からなかった (9.8%)	<b>新型コロナウイルス感染症の影響に関する困りごと</b> 1位 信頼できる情報の情報源が分からなかった (20.2%) 2位 支援策の利用・申請方法が分からない (15.4%) 3位 相談できる場所が分からない (11.4%)
<b>生活探しにおける困りごと</b> 1位 家賃や契約にかかるお金が高かった (23.5%) 2位 国境等を理由に入居を断られた (20.6%) 3位 保証人が見つからなかった (19.7%)	<b>学校における子どもの困りごと</b> 1位 日本語が分からない (7.8%) 2位 外国にルーツがあることについていじられる (7.8%) 3位 授業の内容が理解できない (7.5%)

出典：出入国在留管理庁、令和2年度「在留外国人に対する基礎調査」